

愛知みずほ短期大学学則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本学は、愛知みずほ短期大学と称する。

(目的及び使命)

第2条 本学は、教育基本法と学校教育法に基づき、女子に対し高等学校教育の基礎の上に更に高度なる一般教育を授け、専門職業に重きを置く大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とする。

2 本学は、その目的を実現するために教育研究を行い、大学教育の普及と成人教育の充実を目ざす使命を持つ。

(自己点検評価)

第2条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に必要な事項は、別に定める。

(設置)

第3条 本学は、名古屋市瑞穂区春敲町2丁目13番地に置く。

(学科及び専攻)

第4条 本学に次の学科及び専攻を置く。

生活学科
生活文化専攻
食物栄養専攻
現代幼児教育学科

(学科及び専攻の教育研究上の目的)

第4条の2 本学の生活学科及び現代幼児教育学科は、「保健衛生の学びを基に、科学的思考のできる女性の育成」を目指し、これからの時代が必要とする豊かで活力ある健康社会に貢献し得る有能な人材の育成を図るものとし、学科及び専攻課程の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 生活学科

イ 生活文化専攻においては、生活情報・衛生学・健康等に関する科学的知識・技術の修得により、現代社会を総合的に考察し、創造的な生活を目指す自立した職業人として社会に貢献できる知的で心豊かな女性の育成を目的とする。

ロ 食物栄養専攻においては、食品・栄養・衛生学に関する科学的知識・技術の修得により、現代社会における食を専門的に考察し、栄養・食生活の

指導者等として社会に貢献できる知的で心豊かな女性の育成を目的とする。

二 現代幼児教育学科

現代幼児教育学科においては、幼児教育・栄養・健康に関する科学的知識・技術の修得により、現代社会における幼児等に係る諸課題を専門的に考察し、幼児教育・保育・子ども支援、働く女性の支援者として社会に貢献できる知的で心豊かな女性の育成を目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

2 前項に定める修業年限にかかわらず、学生が入学時において、職業を有している等の特別な事情により、前項の修業年限を超えて一定の期間にわたり長期の履修を申し出た場合は、これを認めることがある。

3 長期の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(学生定員)

第6条 本学の学科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学科及び専攻	入学定員	収容定員
生活学科	70人	140人
生活文化専攻	30人	60人
食物栄養専攻	40人	80人
現代幼児教育学科	50人	100人
計	120人	240人

第2章 学年、学期、休業日

(学年及び学期)

第7条 本学の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日より9月15日まで

後期 9月16日より翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 日曜日

三 夏期、冬期、学年末及び春期休業日については、毎年度に学年暦で定める。

四 学園創立記念日

2 学長は、教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、同項の休業日に授業を行い、若しくは前項の休業日を臨時に変更し、又は前項に定める休業日のほか、臨時の休業日を設けることができる。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第9条 教育課程は、共通科目及び専門教育科目の区分による授業科目を各学年に分けて、これを編成する。

(副専攻プログラム)

第9条の2 各学科で編成する教育課程のほか、学生が所属する学科の専攻に係る専門分野以外の特定の分野や学際的な分野等について体系的な教育を実施するため、副専攻プログラムを置くことができる。

2 副専攻プログラムに関して必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成)

第10条 教育課程は、授業科目を共通科目、専門教育科目及び教職に関する専門科目に区分し、これを必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目、単位数、履修基準)

第11条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 その他履修等に関して必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第11条の2 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(卒業)

第12条 本学を卒業するためには、学生は、本学に2年以上在学し、別表に定めるところにより、次の各号の単位を含め、合計62単位以上を修得し、本学の定めるグレード・ポイント・アベレージによる総合成績評価の基準を満たなければならない。

一 共通科目については、生活学科生活文化専攻及び食物栄養専攻は18単位

以上、現代幼児教育学科は10単位以上を修得すること。ただし、連携開設科目群の履修により修得したものとみなす単位数の上限は15単位とする。

二 専門教育科目については、生活学科生活文化専攻及び食物栄養専攻は44単位以上、現代幼児教育学科は52単位以上を修得すること。

2 前項の卒業の要件として取得すべき62単位以上のうち、第10条第3項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

(資格取得の要件)

第12条の2 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学科名・専攻名	免許状及び資格の種類
生活学科 生活文化専攻	養護教諭2種免許状
生活学科 食物栄養専攻	栄養教諭2種免許状
	栄養士資格
現代幼児教育学科	幼稚園教諭2種免許状
	保育士資格

2 前項の養護教諭2種免許状、栄養教諭2種免許状及び幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定められたところに従い必要な単位を修得しなければならない。

3 第1項の栄養士の資格を取得しようとする者は、栄養士法及び同法施行規則に基づいて必要な単位を修得しなければならない。

4 第1項の保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び同法施行規則並びに本学が定める保育士養成に関する細則に基づいて、必要な単位を修得しなければならない。

(1年間の授業期間等)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる認められる場合は、この限りでない。

第4章 入学、休学、退学、転学、除籍、賞罰

(入学期日)

第14条 入学期日は、学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準

ずる者で文部科学大臣の指定したもの。

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了したもの。

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。

九 その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

（入学試験）

第16条 本学に入学を許可される者は、所定の入学試験に合格した者に限る。

（出願書類等）

第17条 入学志願者は、次の書類に入学検定料を添えて所定の期日迄に提出しなければならない。

一 入学願書

二 出身学校長の卒業証明書又は卒業見込証明書

三 出身学校長の在学中の調査書

（入学許可された者の誓約書及び入学金）

第18条 入学を許可された者は、誓約書に入学金を添えて指定期日迄に提出しなければならない。

（誓約書）

第19条 誓約書には、保証人が連署しなければならない。

（保証人）

第19条の2 保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。

2 保証人は、学生の身上に関して一切の責任を負うものとする。

（休学）

第20条 病気又はその他のやむを得ない事由により引続き2か月以上登校困難な学生は、願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情のある場合は、学長の許可を得て休学の期間を更に1年間延長することができる。

3 休学期間は在学期間に通算しない。

4 疾病等のため、修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該学生に対して休学を命ずることができる。

(復学)

第20条の2 休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の書類を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退学及び再入学)

第21条 退学を希望する者は、その理由書を添え、保証人連署で願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 本学を退学した者が再入学を志願したときは、学長は、選考の上、これを許可することがある。

(退学処分)

第22条 学生が次の各号の一に該当する場合、学長が退学を命ずることがある。

- 一 病気その他の理由により学業の継続が適当でないと認められたとき。
- 二 正当の理由がなく出席常でないとき。
- 三 性行不良で改善の見込みがないと認められたとき。
- 四 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反したとき。

(転学)

第23条 他の大学に転学しようとする学生は、その理由書を添えて、保証人連署で願い出て、学長の承認を受けなければならない。

2 他の大学の学生が、当該学長の承認書を添え本学に転学を志願したときは、学長は、選考の上、これを許可することがある。

3 転学者の在学年数の通算は、元の大学の在学年数の全部または一部を通算することができる。

第24条 削除

(除籍・復籍)

第25条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長が除籍する。

- 一 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
- 二 所定の最長在学年限を超えた者
- 三 授業料その他学納金の納付の義務を怠り、督促を受けてなお納付しない者
- 四 成業の見込みがないと認められた者
- 五 死亡した者及び行方不明の者

2 前項第3号により除籍された者は、所定の期間内に授業料その他の学納金を完納することにより、復籍できる。

3 復籍に関し、必要な事項は別に定める。

(表彰)

第26条 学業又はその行為が他の模範とするに足ると認められる学生があるときは、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第27条 学長は、学生が学則その他本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 学長は、学生に対する前項の退学、停学及び訓告の処分の手続は、別に定める。ただし、懲戒処分に準じて嚴重注意として処分することがある。

第28条 削除

第5章 単位の授与、卒業の認定、学位の授与等

(単位の授与)

第29条 本学の授業科目を履修した者に対しては、その科目につき試験の上、合格した者に所定の単位を与える。

2 試験等による評価は、次の区分によるものとし、可以上を合格とする。

秀	90点以上
優	80点以上90点未満
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満
不可	60点未満

3 前項の区分により難いものについては、合格及び不合格とすることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第29条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 本学は、学生が他大学等において履修した連携開設科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。なお、これにより本学において修得したものとみなす単位数は、前第1項に定める30単位の算定には含めない。

(短期大学以外の教育施設等における学修等)

第29条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第43条の規定により修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履

修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第29条の2第2項において準用する同条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(既修得単位等の特例措置)

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、現代幼児教育学科に在籍し保育士の資格を取得する者にあつては、別に定めるところによる。

(卒業及び学位の授与)

- 第30条 本学に2年以上在学し、所定の授業科目について62単位以上を修得した者については、学長がその卒業を許可する。
- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
 - 3 学長は、本学を卒業した者に対して、愛知みずほ短期大学学位規程に定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学検定料、入学料、授業料等

(入学検定料)

第31条 入学を志願する者は、入学検定料30,000円を納入しなければならない。

(入学料)

第32条 入学を許可された者は、入学料250,000円を納入しなければならない。

(授業料等)

第33条 授業料等は、次のとおりとし、年額を前期及び後期に等分して所定の期日までに納付しなければならない。

一	授業料 (年額)	665,000円
二	実験実習費 (年額)	50,000円
三	教育充実費 初年次 (年額)	300,000円
	第2年次 (年額)	340,000円
四	厚生費 (年額)	20,000円

(学費の不返却)

第34条 既に納入された入学検定料、入学料及び授業料等は、事情の如何にかかわらず、これを返却しない。

(休学・停学期間中の授業料)

第35条 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料の4分の1の額を在籍料として徴収する。ただし、学期の中途に復学した場合は、その学期に係る授業料等は全額徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(中途退学者の授業料)

第36条 途中で退学する者も、その学期分の授業料は納入しなければならない。

第7章 職員の組織

(教職員組織)

第37条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務職員を置く。

2 本学には、前項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

10 事務職員は、本学の事務を遂行する。

11 本学に愛知みずほ大学と一体的に事務を行う事務局を置く。

12 事務局に関する事項は、別に定める。

13 教授、准教授、講師、助教及び助手となることのできる者は、その職に応じ、前各項に掲げる知識、能力等を有し、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第23条から第26条までに定める資格基準に該当する者で、かつ、本学の建学の趣旨及び目的に深い理解を有する者とする。

第8章 教授会

(教授会)

第38条 本学に教授会を置き、学長、副学長、教授及び准教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときは、専任の講師及び事務職員を加えることができる。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

- 第39条 学長が必要と認めた場合は、学長の下に常設及び臨時の委員会を置くことができる。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 削 除

第40条 削除

第10章 図書館等

(図書館)

- 第41条 本学に附属図書館を設け、図書の管理に関する事務を掌る。
- 2 図書館に関する細則は、別に定める。

(センター)

- 第41条の2 本学に、次の各号に掲げるセンターを置く。
- 一 インスティテューショナル・リサーチ (Institutional Research 以下「IR」という。) センター
 - 二 情報基盤センター
 - 三 キャリアセンター
 - 四 教職センター
 - 五 保健管理センター
- 2 前項のセンターにセンター長をそれぞれ置き、理事長が指名する者をもって充てる。
- 3 各センターに関する事項は、別に定める。

第11章 削除

第42条 削除

第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び公開講座

(科目等履修生)

- 第43条 本学の定める授業科目中1科目又は複数科目等の履修を志願する者があるときは、当該学科の授業の支障がない限り選考の上、科目等履修生とし

て受講を許可する。

- 2 科目等履修生には履修した科目に対して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 本学において開設する授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修することを志望する他の短期大学又は大学の学生があるときは、当該他の短期大学又は大学との協議に基づき、所定の手続きを経て特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第44条の2 本学において、特定の授業科目を聴講することを志望する者があるときは、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生の学費)

第45条 科目等履修生の入学検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生及び聴講生の授業料等は、次のとおりとする。

区分	入学検定料	入学料	授業料
科目等履修生	10,000 円	10,000 円	1 単位につき 10,000 円
特別聴講生	当該大学等と協定するところによる。		1 単位につき 10,000 円
聴講生	-	5,000 円	1 科目につき 10,000 円

- 2 前項の入学検定料、入学料、授業料の納入方法については別に定める。

(公開講座)

第46条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 本学則は昭和25年4月1日より施行する。
- 2 本学則は昭和26年4月1日より施行する。
- 3 本学則は昭和28年4月1日より施行する。
- 4 本学則は昭和29年4月1日より施行する。
- 5 本学則は昭和30年4月1日より施行する。
- 6 本学則は昭和31年4月1日より施行する。
- 7 本学則は昭和34年度より施行する。
- 8 本学則は昭和35年度より施行する。
- 9 本学則は昭和36年度より施行する。
- 10 本学則は昭和37年度より施行する。
- 11 本学則は昭和38年度より施行する。
- 12 本学則は昭和39年度入学生より施行する。

- 13 本学則は昭和40年度入学生より施行する。
- 14 本学則は昭和41年度入学生より施行する。
- 15 本学則は昭和42年度入学生より施行する。
- 16 本学則は昭和43年度入学生より施行する。
- 17 本学則は昭和44年度入学生より施行する。
- 18 本学則は昭和45年度入学生より施行する。
- 19 本学則は昭和46年度入学生より施行する。
- 20 本学則は昭和47年度入学生より施行する。
- 21 本学則は昭和48年度入学生より施行する。
- 22 本学則は昭和49年度入学生より施行する。ただし、食物栄養専攻の授業科目及び単位数については昭和48年度入学生より適用するものとする。
- 23 本学則は昭和50年度入学生より施行する。
- 24 本学則は昭和51年度入学生より施行する。
- 25 本学則は昭和52年度入学生より施行する。
- 26 本学則は昭和53年度入学生より施行する。
- 27 本学則は昭和54年度入学生より施行する。
- 28 本学則は昭和55年度入学生より施行する。
- 29 本学則は昭和56年度入学生より施行する。
- 30 本学則は昭和57年度入学生より施行する。
- 31 本学則は昭和58年度入学生より施行する。
- 32 本学則は昭和59年度入学生より施行する。
- 33 本学則は昭和60年度入学生より施行する。
- 34 本学則は昭和61年度入学生より施行する。
- 35 本学則は昭和62年度入学生より施行する。
- 36 本学則は昭和63年度入学生より施行する。
- 37 本学則は平成元年度入学生より施行する。
- 38 本学則は平成2年度入学生より施行する。
- 39 本学則は平成3年度入学生より施行する。
- 40 本学則は平成4年度入学生より施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年度における食物栄養専攻の総定員は、第6条の規定にかかわらず、300名とする。

附 則（学生定員の改正）

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、この学則による改正後の第33条の規定は、平成5年度の入学者から適用する。

附 則（授業料等の改正）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度の入学者については、学則による改正後の第33条の規定にかかわらず、同条の表の第1年次に係る規定を適用する。

附 則（学科・専攻名称の改正等）

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 家政学科並びに当該学科の家政専攻並びに食物栄養専攻は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科及び専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科及び専攻に在学する者に係る収容定員、教育課程及び履修方法については、第6条、第11条別表第1及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（入学定員・総定員・教育課程・履修基準等改正）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した者に係る教育課程、履修基準及び所要修得単位数については、第11条別表第1及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（入学検定料・入学金及び授業料に関する規定の整備等）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（入学料・授業料の改正等）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、この学則による改正後の第32条の規定は、平成16年度の入学者から適用する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の第33条の規定にかかわらず、同条第1号中「650,000円」は「640,000円」に、同条第3号中「290,000円」は「240,000円」に読み替えて適用する。

附 則（栄養教諭2種免許状の取得及び科目等履修生の入学検定料関係規定の整備）

この学則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（専攻科の廃止等）

この学則は、平成19年3月31日から施行する。

附 則（教員組織に関する改正関係）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において、現にこの学則による改正前の学則第37条に規定する助教授をして在職する者は、別に発令されない限り、この学則による改正後の学則第37条の規定に基づく准教授となるものとする。
- 3 この学則の規定による改正後の学則の適用については、この学則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則（別表改正関係）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（自己点検評価・教育研究上の目的、学科・専攻の単位の計算方法関係規定等の整備）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（第15条の整備）

この学則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（第11条別表改正関係）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者に係る教育課程については、第11条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第11条別表改正関係）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者に係る教育課程及び資格取得の要件については、第11条別表及び第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第11条別表改正関係）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者に係る教育課程については、第11条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第5条、第8条、第12条、第20条、第22条、第23条第25条、第29条、第42条、第11条別表改正関係）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者に係る教育課程、休学、退学処分、除籍、単位の授与については、改正後の第20条、第22条、第25条、第29条及び第11条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第37条、第11条別表改正関係）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（第4条、第4条の2、第6条、第12条、第11条別表改正関係）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（第4条の2、第11条の2、第13条、第29条の5改正関係）

この学則は、平成25年9月30日から施行する。

ただし、第4条の2第3号、第11条の2第3号及び第29条の5の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（別表等改正関係）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（第27条、第28条、第30条、第33条、第37条、第38条、第39条改正関係）

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、この学則による改正後の第３３条の授業料の額は、平成２７年度に第１年次に入学した者から適用する。

附 則（別表等改正関係）

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（第２条、第４条、第４条の２、第７条、第８条、第９条、第１２条、第１９条、第１９条の２、第２０条、第２０条の２、第２１条、第２３条、第２５条、第２９条、第２９条の２、第２９条の３、第２９条の４、第３５条、第４３条、第４６条、第１１条別表改正関係）

- 1 この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 平成２８年度以前に入学した者に係る教育課程、卒業の要件は、改正後の第９条、第１２条及び第１１条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第１条改正関係）

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（第４条、第４条の２、第６条、第１２条、第１２条の２、第２９条の５、第３２条、第３３条、第３７条、第４１条の２、第４１条の３、第４５条、第１１条別表改正関係）

- 1 この学則は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 生活学科こども生活専攻は、改正後の第４条の規定にかかわらず、平成３０年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻に在学する者に係る収容定員、教育課程、履修方法、卒業及び資格取得の要件については、第６条、第１１条別表、第１２条及び第１２条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第５条、第１１条別表改正関係）

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

- 2 平成３０年度以前に入学した者に係る教育課程、卒業の要件は、改正後の第１１条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第９条の２、第４１条の４、第１１条別表改正関係）

- 1 この学則は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 令和２年度以前に入学した者に係る教育課程については、第１１条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第５条、第１０条、第１１条別表、第１２条改正関係）

- 1 この学則は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 令和３年度以前に入学した者に係る教育課程については、第１１条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第 12 条、第 29 条の 2、第 35 条、第 38 条、第 41 条の 2 改正関係）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した者に係る教育課程については、第 11 条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第 11 条別表改正関係）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した者に係る教育課程については、第 11 条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第 41 条の 2 改正関係）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（第 11 条別表改正関係）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度以前に入学した者に係る教育課程については、第 11 条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）

（１）生活学科：生活文化専攻、食物栄養専攻

区分	授業科目の名称	単位		備考
		必修	選択	
共通科目	○技法知科目群			
	みずほ教養演習	2		
	みずほゼミⅠ	1		
	みずほゼミⅡ	1		
	みずほゼミⅢ	1		
	みずほゼミⅣ	1		
	情報リテラシー	2		
	○学問知科目群			
	暮らしのなかの心理学		2	
	身近な科学		2	
	○身体文化科目群			
	健康・スポーツ科学		1	
	スポーツ		1	
	○社会的教育科目群			
	日本語表現		2	
	身近な統計学	2		
	クリエイティブデザイン		2	
	英語コミュニケーション		2	
	暮らしのなかの憲法		2	
	○連携開設科目群			
	データサイエンス		2	
	笑い与健康		2	
	市民社会論		2	
	ESD入門		2	
	人間と社会		2	
	現代社会のマネジメント		2	
	計	10	26	
専門教育科目	生活文化論	2		
	生活経営論	2		
	食生活論		2	
	保育学		2	
	食育概論		2	
	元気な子どもを育てる食事（食物アレルギーを含む。）		1	
	看護概論		2	
	看護技術の基礎		2	
	学校救急看護Ⅰ		2	
	学校救急看護Ⅱ		2	
	臨床実習		2	
	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	2		
	精神保健	2		
	発達心理学		2	
	解剖・生理学		2	
	薬理概論		2	
	学校保健（学校安全を含む。）		2	
	養護実践演習（保健管理）		1	
	養護実践演習（保健教育）		1	
	養護実践演習（保健組織活動）		1	

区分	授業科目の名称	単位		備考
		必修	選択	
生活文化専攻 専門教育科目	養護実践演習（保健室経営）		1	
	養護教諭基礎演習		1	
	養護教諭開発演習		1	
	小児保健		2	
	養護概説		2	
	健康相談活動の理論及び方法		2	
	基礎造形		2	
	食文化論		2	
	栄養学（食品学を含む。）		2	
	調理学		2	
	調理実習Ⅰ		1	
	調理実習Ⅱ		1	
	比較食物学		2	
	人間関係論	2		
	比較文化論		2	
	情報活用演習（表計算）		2	
	情報活用演習（プレゼンテーション）		2	
	情報社会論		2	
	ファシリテーション		2	
	ビジネス実務演習		2	
	文書デザイン		2	
	社会福祉論		2	
	みずほ女性学		2	
	社会人基礎論		2	
	秘書総論		2	
	秘書実務Ⅰ		1	
	秘書実務Ⅱ		1	
	フードコーディネータ論		2	
	仕事と人生		2	
	マーケティング基礎論		2	
	マーケティング実践		2	
	簿記会計Ⅰ		1	
	簿記会計Ⅱ		1	
	食品衛生学	2		
	メディア実践		2	
	Webデザイン演習		2	
	情報活用演習（データ整理・解析）		2	
	社会実践		1	
	計	12	90	
食物栄養専攻	生活経営論	2		
	保育学		2	
	公衆衛生学	2		
	解剖・生理学	2		
	解剖・生理学実験		1	
	栄養生理学		2	
	運動生理学		2	
	生化学	2		
	生化学実験		1	
	食品学総論		2	

区分	授業科目の名称	単位		備考
		必修	選択	
専門教育科目	食品学各論（食品加工学を含む。）	2		
	食品学実験		1	
	食品加工学実習	1		
	食物アレルギー（対応食を含む。）		1	
	栄養学総論		2	
	栄養学各論	2		
	栄養学各論実習		1	
	栄養指導論	2		
	栄養指導論実習		2	
	臨床栄養学総論	2		
	臨床栄養学各論	2		
	臨床栄養学実習		1	
	実践栄養指導演習		2	
	公衆栄養学		2	
	給食計画論		2	
	給食実務論		2	
	給食管理実習（学内）		2	
	給食管理実習（校外）		1	
	食品衛生学	2		
	食品衛生学実験		1	
	調理学	2		
	調理実習Ⅰ		2	
	調理実習Ⅱ		1	
	食料経済		2	
	学校栄養教育概論		2	
	社会福祉論		2	
	薬理概論		2	
	人間関係論	2		
	フードコーディネート論		2	
	フードスペシャリスト論		2	
	食品官能評価・鑑別論（統計処理を含む。）		2	
	社会実践		1	
	計	25	48	
教職に関する専門科目	教師論		2	
	教育原理		1	
	教育行政		1	
	教育心理学		2	
	特別支援教育概論		1	
	教育課程論		1	
	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の理論		2	
	教育方法		1	
	生徒指導の理論と実践		1	
	教育相談の理論と実践		1	
	教職実践演習（養護教諭）		2	
	教職実践演習（栄養教諭）		2	
	養護実習（事前・事後指導を含む。）		4	
	栄養教育実習（事前・事後指導を含む。）		2	
	計	0	23	

別表（第11条関係）
 (2) 現代幼児教育学科

区分	授業科目の名称	単位		備考
		必修	選択	
共通科目	○技法知科目群			
	みずほ教養演習	2		
	みずほゼミⅠ	1		
	みずほゼミⅡ	1		
	みずほゼミⅢ	1		
	みずほゼミⅣ	1		
	情報リテラシー	2		
	○学問知科目群			
	暮らしのなかの心理学		2	
	身近な科学		2	
	○身体文化科目群			
	健康・スポーツ科学		1	
	スポーツ		1	
	○社会的教育科目群			
	日本語表現		2	
	身近な統計学	2		
	クリエイティブデザイン		2	
	英語コミュニケーション		2	
	暮らしのなかの憲法		2	
	○連携開設科目群			
	データサイエンス		2	
	笑い与健康		2	
	市民社会論		2	
	ESD入門		2	
	人間と社会		2	
	現代社会のマネジメント		2	
	計	10	26	
専門教育科目	保育原理	2		
	教育基礎論	2		
	子ども家庭福祉		2	
	社会福祉		2	
	社会的養護Ⅰ		2	
	現代教職論		2	
	比較幼児教育論		2	
	保育の心理学	2		
	子どもの理解と援助		1	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの保健	2		
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養		2	
	子ども家庭支援論		2	
	教育心理学		2	
	教育方法		2	
	幼児教育課程論	2		
	保育内容総論	1		
	保育内容指導法（環境）		1	
	保育内容指導法（言葉）		1	

区分	授業科目の名称	単位		備考
		必修	選択	
専門 教育 科目	保育内容指導法（健康）		1	
	保育内容指導法（人間関係）		1	
	保育内容指導法（表現Ⅰ）		1	
	保育内容指導法（表現Ⅱ）		1	
	乳児保育Ⅰ		2	
	乳児保育Ⅱ		1	
	特別支援教育・保育	2		
	社会的養護Ⅱ		1	
	幼児理解の理論と教育相談	2		
	言葉		1	
	音楽		2	
	子どもの質問に答える理科		2	
	児童文化		2	
	健康	1		
	人間関係		1	
	環境		1	
	表現		1	
	子育て支援		1	
	保育の計画と評価		2	
	保育実習Ⅰ（保育所）		2	
	保育実習Ⅰ（施設）		2	
	保育実習Ⅱ		2	
	保育実習指導Ⅰ（保育所）		1	
	保育実習指導Ⅰ（施設）		1	
	保育実習指導Ⅱ		1	
	保育・教職実践演習（幼稚園）		2	
	教育実習		5	
	創造活動Ⅰ		1	
	創造活動Ⅱ		1	
	子どもの遊びと健康Ⅰ		2	
	子どもの遊びと健康Ⅱ		2	
	保育実践		1	
	計	16	68	